

整理番号

7

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2022年1月25日
支出額	$16,000 \times 90\% = 14,400$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(2月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
 借主 水村 篤弘
 頭書に示す不動産に關し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書

(1) 駐車場の表示

駐機場の表示	所在地 埼玉県所沢市東新井町322-1	指定場所 NO
名称	東新井駐車場	

(2) 契約車両(車種・車名形式・登録番号)

車種・車名形式	登録番号
---------	------

(3) 契約期間

始期	令和3年2月8日	から	1年0月間
終期	令和4年2月7日	まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000 円	
共益費(管理費) 円	
敷金(保証金) 円	
礼金	
支払期限	翌月分を毎月末日までに支払う
賃料等の支払方法	振込先金融機関名 預金 口座番号 口座名義人 振込手数料負担者 借主 株式会社 エルハウジング

(5) 貸主および管理業者

氏名	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998)	3771
住所	埼玉県所沢市西新井町15-10			
管理業者	商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998)	3771
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10	第	号	
管理担当者 氏名				

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者 氏名	
住所	

(6) 更新に關する事項

更新手数料として	4,000 円を支払う
更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意されない場合は法定更新された場合でも更新料は発生しない

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

車の大ささは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車両は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

令和 3 年 1 月 26 日

貸主	住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号 株式会社 エルハウジング 氏名 代表取締役 堀越剛夫 電話番号 04 (2998) 3771
借主	住所 所沢市上宿松 864-4 氏名 水村 篤弘 電話番号 04 (2993) 0180
連帯保証人	住所

氏名	電話番号
宅地建物取引業者・宅地建物取引士	
取引態様	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 <input type="checkbox"/> 媒介・代理
免許証番号	埼玉県知事 (8) 第 12995 号 免許証番号
事務所所在地	埼玉県所沢市西新井町15-10
商号	株式会社 エルハウジング
代表者等	代表者等
登録番号	登録番号
宅地建物取引士	宅地建物取引士

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
 借主 水村 篤弘
 とは、
 頭書に示す不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書

(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県所沢市東新井町822-1
駐車の表示	名称 東新井駐車場 相定場所 NC

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号
---------	------

(3) 契約期間

始期	令和3年2月8日	から	1年0月間
終期	令和4年2月7日	まで	

(4) 賃料等

賃料	月額 8,000円	備考
共益費(管理費)	円	
敷金(保証金)	円	
礼金	円	
支払期限	翌月分を毎月末日までに支払う	
賃料等の支払方法	振込 口座振替 特約 現金	
	振込先金融機関名 〇 口座名義人	
	口座番号 〇 借主 〇 貸主 特約先 株式会社 エルハウジング	
	振込手数料負担者 〇 借主 〇 貸主	

※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません

(5) 貸主および管理業者

氏名	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 3771
住所	埼玉県所沢市西新井町15-10	電話	04 (2998) 3771
管理業者	商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 3771
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10	第	号
管理担当 氏名	国土交通大臣	第	号

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者	氏名
	住所

(6) 更新に関する事項

更新料の有無	更新手数料として 4,000円を支払う
	〇 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意されない場合は法定更新された場合でも更新料は発生しない

特約事項(第15条までの規定以外に付与する特約事項)
 車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記)各1名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

令和3年1月26日

貸主 住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号
 株式会社 エルハウジング
 代表取締役 堀越剛夫 電話番号 04 (2998) 3771

借主 住所 所沢市上坂松 864-4
 氏名 水村 篤弘 電話番号 04 (2993) 0080

連帯保証人 住所 ()
 氏名 () 電話番号 ()

宅地建物取引業者・宅地建物取引士
 取引態様 〇 媒介 〇 代理 〇 媒介・〇 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 12995 号 免許証番号
 事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10
 商号 株式会社 エルハウジング
 代表者等 堀越 剛夫
 登録番号
 宅地建物取引士

覚書(借主様用) お客様控え

更新

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘		
車種・車名形式	登録番号		
本契約	周正		
貸主名	株式会社エルハウジング		

(2) 契約期間

始期	令和4年2月8日	から	1年0ヶ月
終期	令和5年2月7日	まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	円	賃料の	半	円
				4,000 円

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き継ぎ効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本覚書2冊を作成し、貸主借主記名・押印の上、各々1冊を保有する。

令和 4 年 1 月 3 日

貸主

住所	埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名	株式会社エルハウジング
電話番号	04-2998-3771

※ご契約内容に変更・相違がある場合は、お手紙の欄に一言でご連絡ください。

借主 (契約者様)

住所	埼玉県所沢市上安松 864-4
氏名 (借人名)	水村 篤弘
電話番号	04-2993-0080

※ご契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」を添付し、案内されたご都合がございませう。

借主様へ
 ※印鑑のペン・又はボールペン(黒・青)でご記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
 ※シマハは使用しないでください。
 ※1枚目・2枚目ともに同じ内容を記入ください。
 ※修正液・修正テープは使用しないでください。
 ※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しいものを発行しお送りいたします。

株式会社エルハウジング
 〒359-0085
 埼玉県所沢市西新井町15-10
 04-2998-3771

覚書(借主様用) お客様控え

更新

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘		
車種・車名形式	登録番号		
本契約	周正		
貸主名	株式会社エルハウジング		

(2) 契約期間

始期	令和4年2月8日	から	1年0ヶ月
終期	令和5年2月7日	まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	円	賃料の	半	円
				4,000 円

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き継ぎ効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本覚書2冊を作成し、貸主借主記名・押印の上、各々1冊を保有する。

令和 4 年 1 月 3 日

貸主

住所	埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名	株式会社エルハウジング
電話番号	04-2998-3771

※ご契約内容に変更・相違がある場合は、お手紙の欄に一言でご連絡ください。

借主 (契約者様)

住所	埼玉県所沢市上安松 864-4
氏名 (借人名)	水村 篤弘
電話番号	04-2993-0080

※ご契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」を添付し、案内されたご都合がございませう。

借主様へ
 ※印鑑のペン・又はボールペン(黒・青)でご記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
 ※シマハは使用しないでください。
 ※1枚目・2枚目ともに同じ内容を記入ください。
 ※修正液・修正テープは使用しないでください。
 ※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しいものを発行しお送りいたします。

株式会社エルハウジング
 〒359-0085
 埼玉県所沢市西新井町15-10
 04-2998-3771

整理番号	12
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R4年1月25日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

04-01-25 送金	*110,000 IB	[REDACTED]
04-01-25 手数料	*165	

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③ 事務所家賃として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。))は、この契約書により頭書に表示する不動産に關し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階1号
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市吾平町10-26 (登記簿)	区画番号()
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況概算)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 重要内容(具体的に設置すること)

県議会承認支那事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
 目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 円
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)	水道代	2,000円
その他の条件			
貸与する際の本数	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座引落	持参先	委託会社名

頭書(5) 緊急連絡先

(氏名)町田 皇介
(自宅)TEL
(勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者 貸主自主管理

所在地	TEL
-----	-----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人	氏名	
		住所	
		担保額	3,960,000円(月額賃料総額×36カ月)
		家賃債務保証業者名	全保連株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
 本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用廃棄物)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に關する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれ相手の相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は設置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3 年 6 月 11 日

甲・貸主	氏名	TEL
乙・借主	氏名	TEL 048-793-4811
丙・連帯保証人	氏名	TEL
住所		
住所 上尾市緑丘3-6-32		
借度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36カ月)		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL 048-778-1750 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光廣 昌子	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	免許証番号 埼玉県 知事 (3)第21590号	大臣知事 ()第 号
宅地建物取引士	免許年月日 平成31年2月18日	免許年月日	氏名	氏名
	登録番号 株式会社マハロハ 上尾市宮本町4-14	登録番号 () 第 号	業務に従事する事務所名称 上尾市宮本町4-14	業務に従事する事務所所在地 TEL 048-778-1750

※ 図は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	19
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	4年1月25日	支出額	132,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃(2月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
----------------	---------------------

振込受付明細は、別紙添付

②165,000×80%

③事務所家賃

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



振込

- 1. 出金口座
選択
- 2. 振込先
選択
- 3. 金額・
指定日選択
- 4. 振込実行
- 5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は22012500003です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 22012500003 受付日時 2022年01月25日 12:52

出金口座	支店
振込依頼人名	サヤマシロオラム 外資 有リ
振込先口座	埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885
受取人名	1)カビトウムフ
メモ欄	事務所家賃
振込金額	165,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	165,000円
振込指定日	01月25日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。
 入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。
 また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。
 なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返できません。あらかじめご了承ください。

▶ [続けて振込みをする](#)

事業用建物賃貸借契約書

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

令和3年 3月 1日

下記の条項に従って賃貸借契約をする。

賃貸人 (甲) 住所

氏名

TEL

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19

有限会社川人工務店

代表取締役 川人 一徳

電話 048-664-2300

賃借人 (乙) 住所

氏名

TEL

高木真理

賃貸借の目的物の表示等		名称	K・Kビル 101号室
		所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
		種類	事務所
		構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
		契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
		使用目的	事務所
		敷金	210,000円 (内税)
		賃料	月額 金165,000円 (内税15,000円)
		共益費	なし
		更新料	新賃料の1ヶ月
		契約期間	令和3年3月1日～令和6年2月28日
		解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
		賃料等の支払方法	振込先 口座番号 名義人
		支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項			なし

整理番号	20
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年 / 月25日	支出額	17,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場代 (2月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	------------------------

振込受付明細は、別紙添付

②22,000×80%

③事務所駐車場代

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



振込

- 1. 出金口座
選択
- 2. 振込先
選択
- 3. 金額・
指定日選択
- 4. 振込実行
- 5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は22012500002です。

振込 受付詳細

印刷する

受付番号 22012500002 受付日時 2022年01月25日 12:50

出金口座	[Redacted] 支店 [Redacted]		
振込依頼人名	サヤマシノブフォーラム 外荘 マリ		
振込先口座	[Redacted]		
受取人名	[Redacted]		
メモ欄	駐車場		
振込金額	22,000円		
振込手数料	0円		
引落合計金額	22,000円		
振込指定日	01月25日		

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。
 入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。
 また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。
 なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ [続けて振込みをする](#)

整理番号 25

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

23,300×90%

支出年月日	4年1月27日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所倉庫費
----	--------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

※別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

04-01-27 振替

*23,300 DF. 手引

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：木村勇夫
支払先：株式会社 平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書


賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No. 

整理番号	8
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2022年1月27日
支 出 額	$82,720 \times 90\% = 74,448$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (2月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松 864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：

氏名：

印 TEL:

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワラ

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
集送金手数料 220円

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

440×90%

支出年月日	4年1月28日	支出額	396 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代
-----	------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

タイムズ24
 浦和白幡6丁目駐車場
 0120-70-8924

《 領 収 書 》

[NO. 5]

22年01月28日14:09 -- 01月28日15:12

駐車料金 440円

合計 440円

お預り 500円

お 釣 60円

NO.035556

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2022年 / 月 31日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務的 家賃 2月分		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部	100000×0.9=90000	

領 収 証

様

No. _____

★ ￥100,000

内 訳	但 2月分 家賃
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 2月分 家賃

2022年 / 月 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98

100,000×0.9=90,000

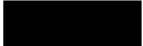
⑤ 山根 史子

① 2022.1.31

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 山根史子 (以下「乙」という)は、次の通り契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借した。

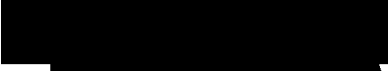

記

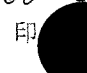
所 在 埼玉県川越市大字古市場字南久我原四二七番地一
物 件 木造スレート葺平屋建事務所

- 第2条 賃貸借の期間は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの二年間とする。
- 第3条 賃料は1ヶ月金 壹拾萬 円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に持参する方法で支払う。
- 2 1ヶ月分に満たない期間の賃料は、当該月の日数を分母とする日割りで計算した金額とする。
- 3 甲及び乙は、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当となったときには、協議のうえ、賃料を改定することができる。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料とは別に支払うものとする。但し、賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。
- 第5条 乙は、本件建物を自己の居住のために利用し、他の用途に使用してはならない。
- 第6条 乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の事項をなしてはならない。
- ① 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
 - ② ①の他、共同使用その他事実上賃借権の譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること
 - ③ 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置・改廃等を実施すること
 - ④ 本件建物内又は本件建物の敷地において動物を飼育すること
 - ⑤ 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること
- 第7条 乙は、電球、障子、ふすま及び畳の交換その他本件建物の躯体に関するものを除く費用軽微な修理については、自らの負担でこれを実施する。
- 第8条 乙が次の各場合の一つに該当する場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。
- ① 前条の禁止事項に反した場合
 - ② 賃料を2ヶ月分以上滞納した場合
- 第9条 乙は、本契約の終了までに、本件建物内に乙が所有又は保管する物件を全て引上げ、かつ、乙の設置した造作を取外して原状を回復した上で、本件建物を明渡す。
- 第10条 甲は、本契約が終了し、乙から本件建物の明渡を受けた場合、遅滞なく第4条の敷金を返還する。
- ただし、甲は、本件建物の明渡に際し、乙に対して未払賃料請求権、原状回復費用請求権その他本契約に関して乙の債務不履行による損害賠償請求権を有している場合には、敷金をこれらの債務の弁済に充当することができ、その残額を乙に返還すれば足りる。
- 第12条 甲、乙は、本契約から生じる紛争について、甲の住居地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意した。
- 第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合については、甲、乙は誠意をもって協議し、解決を図る。

以上の契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和三年 4月 / 日

賃貸人(甲) 住所 
氏名 

賃借人(乙) 住所 埼玉県川越市大字古市場460-6
氏名 山根史子 印 

整理番号 22

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年 1月 31日	支出額	$(100,000 + 106) \times 90\%$ 90,095 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	--

使 途	事務所賃借料
-----	--------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引口	時 刻	
10403	04-01-31	11:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥103,878	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		確体認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリツナ ムサツクラフ 普通 1438189 コハツクアツツ様 登録番号 0002	
ご依頼人	キムラ イサオ様	
電話番号		印紙税申告納付につき浦和
取扱番号	310003	税務署承認済

【内訳】

- ・事務所賃貸料 100,000 円

内、賃貸料分

振込手数料

$$10 \times \frac{100,000}{103,878} \div 106$$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

相手側の間違いで、税率8%で支払いを行った。
 差額分の支払いは不要とのこと。

事業用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に關し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。)について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81㎡	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件		契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで		
		賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円 (受領済み)
		共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜きの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
		賃料等の振込先	[REDACTED]		
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13

氏名 有明株式会社



印

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所



氏名

木村 勇夫



印

連絡先



【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第15903号

埼玉県さいたま市南区 [REDACTED] 丁目29番13号

有明株式会社

代表者 磯 奈緒子



登録番号



宅地建物取引士:

整理番号	15
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2022年1月31日	支出額	8,000×90%=7,200円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所駐車場2台分更新料		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 所沢支部		

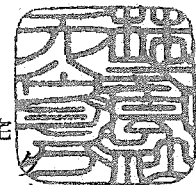


水村 篤弘 様

令和4年 / 月 3 / 日

¥ 8,000 -

上記の金額正に領収いたしました
 但し 東新井駐車場更新料として(2台分)



埼玉県所沢市西新井町15番10号
 TEL 04-2998-3771 FAX 04-2998-3766
 一般建築設計施工・分譲住宅
 株式会社 エルハウジン
 代表取締役 堀 越 則 夫

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
借主 水村 篤弘

頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。
と、
とは、

(1) 駐車場の表示

駐留場の表示	所在地 埼玉県所沢市東新井町322-1	指定場所 NO
	名称 東新井駐車場	

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号
---------	------

(3) 契約期間

始期	令和3年2月8日	から	1年0月間
終期	令和4年2月7日	まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000 円	
共益費(管理費) 円	
敷金(保証金) 円	
礼金 円	
支払期限	※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません 翌月分を毎月 末 日までに支払う
賃料等の支払方法	振込先金融機関名 株式会社 エルハウジング 振込口座 口座番号 口座名義人 預金 振込手数料負担者 借主 持参先 株式会社 エルハウジング

(5) 貸主および管理業者

貸主 氏名 株式会社 エルハウジング	電話 04 (2998)	3771
住所 埼玉県所沢市西新井町15-10		
管理業者 商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話 04 (2998)	3771
所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣 第 号		
管理担当者 氏名		

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者 氏名	
住所	

(6) 更新に関する事

更新料の有無	前上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新手数料として 4,000 円を支払う <input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意しないしは法定更新された場合でも更新料は発生しない
--------	---

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

車の大きさは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車両は駐車しないこと。
--

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人等(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

貸主 埼玉県所沢市西新井町15番10号 令和 3 年 1 月 26 日

株式会社 エルハウジング

氏名 代表取締役 堀越則夫

電話番号 04 (2998) 3771

借主 住所 所沢市上宮松 864-4

氏名 水村 篤弘

電話番号 04 (2993) 0080

連帯保証人 住所

氏名

電話番号 ()

宅地建物取引業者 宅地建物取引士

取引態様 媒介 代理

免許証番号 埼玉県知事 (昭) 第 12995 号

事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10

商号 株式会社 エルハウジング

代表者等 堀越 則夫

登録番号

宅地建物取引士

第 号

第 号

第 号

整理番号	15
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	R4年1月31日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務員利用駐車場代(2月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

04-01-31 送金	*12,000	IB 552 1000
04-01-31 手数料	*165	
$12,165 \times 0.9 = 10,949 \text{ 円}$		

③ 事務員利用駐車場代として (2月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村パーキ 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	[黒]番				
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁	
		ポジョー ステーション ワゴン青	[黒] [黒]	(日産エクストレル赤)		
4	賃 料	1 ヶ 月	支払 方法	特約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 1台	当月末翌月分前納 指定銀行への振込			
5	期 間	自 2019年 10月 9日 至 2020年 10月 8日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内貸貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 米1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 米1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村 パーキング
氏名(名称) 村 田 春 雄
電話番号 上尾市宮本町7番15号
電話(771)2311番

借主 住所(所在地) 町 田 皇 介
氏名(名称)
電話番号 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号	16
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年1月31日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所来客用駐車場(2月分)
----	----------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
---------	-------------------

口座名義人:町田皇介

2016-01-31 | 送金 | *10,000 | IB [REDACTED]

$$10,000 \times 0.9 = 9,000 \text{円}$$

支出先: [REDACTED]

③ 来客用駐車場代として(2月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車を、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料金 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 乙の使用する期間は、令和二年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は自動更新とする。

六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。

前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条 甲は乙に対し契約期間中であつても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 元年 6 月 20 日

貸主(甲)

住所

借主(乙)

住所

氏名
電話

[REDACTED]
[REDACTED]
 上尾市 緑丘三、六一三二
 町田 皇介
[REDACTED]
[REDACTED]

埼玉県知事(3)第21590号
 株式会社 マハロ
 埼玉県上尾市宮本
 崎 TEL 048-778-7750 FAX 048-

駐車すべき車の表示
 (車両名) (塗色)
 駐車すべき場所の表示
 上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号()と表示した箇所

【ナンバー】 計 台

整理番号 9

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	令和4年 / 月3 / 日	支出額	144,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃料 1、2月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部
 ・案分の積算方法 $160,000 \text{ 円} \times 0.9 = 144,000 \text{ 円}$

③事務所
賃料1、2月分

しんぎんキャッシュサービス

お取扱明細票

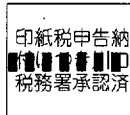
毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
04 01 31	1251009レ-0313
カード発行金融機関・店番・口座番号	

お取引金額	
お取引内容	お引 出
手数料	通帳頁
時刻	お取引金額
14:41	¥160,000*
説明コード	お取引後残高

お受取人
 川口信用金庫
 本町東支店
 普通 0000942379
 カ)アイテ`アル様

ご依頼人
 サイトマミンシユフォーラムカワグチシフ
 様



川口信用金庫 C-10-1

※ 領収書は
 ※ 領収書を

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所[鈴木邸]			棟	階	号室
所在地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7				
名称	登記簿	川口市朝日二丁目17番7				
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 店舗事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>					
種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input checked="" type="checkbox"/> 戸建の一部					
構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建					
床面積	39.66㎡の一部分26.44㎡	間取り				
建築時期	昭和51年8月新築(大規模修繕を)	年実施	<input type="checkbox"/> 不詳			
附属施設	なし					

(2) 事業内容

取務活動用事務所	
----------	--

(3) 契約期間

始期	2019年6月1日	から	3年11ヵ月間	目的物件の引渡しの時期	2019年6月1日
終期	2023年4月30日	まで			

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等	
賃料	月額 75,000円	(内消費税等 5,556円)
共益費(管理費)	月額 5,000円	(内消費税等 370円)
賃料・共益費(管理費)の支払期限	□ 当月分を □ 翌月分を □ 当月分を □ 翌月分を	毎月 末 日までに ヶ月相当分
敷金	円	賃料の
保証金	円	その他一時金
附属施設使用料	円	火災保険料
敷引き・保証金戻金保証		
その他		
賃料等の支払方法	振込先金融機関名	預金
	口座番号	口座名義人
	振込手数料負担者	借主 □ 貸主 □ 持参先
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本 鍵番号②
		本 鍵番号③

(5) 貸主および管理

貸主	氏名	株式会社 アイデアル	電話	048 (299) 8955
	住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
管理業者	商号または名称	株式会社 アイデアル	電話	48 (299) 8955
	所在地	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	第 号			
管理担当者	氏名			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	
	住所	

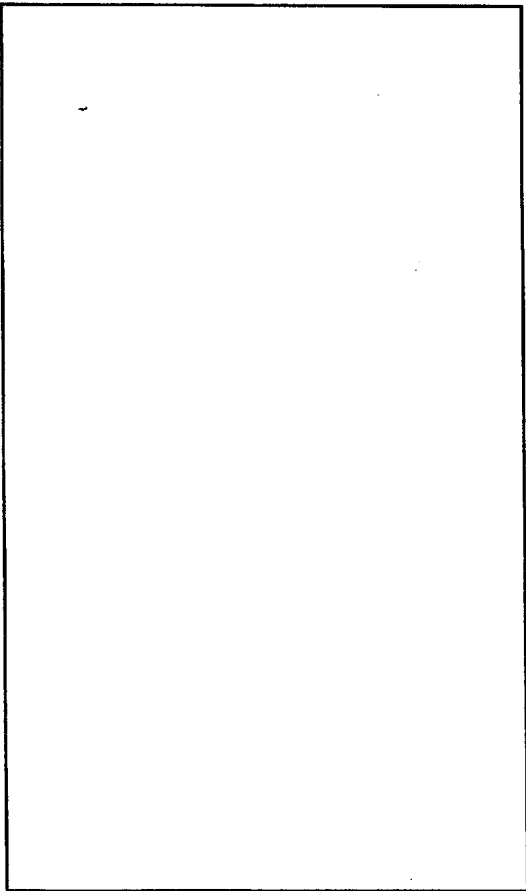
(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名					
	氏名		借主との関係		年齢
	住所		電話		
緊急連絡先	勤務先		電話		
	携帯				

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います <input checked="" type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません
--------	--

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019年 5月 29日

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24
角ヶ谷ヤマト第1ビル201

貸主 住所

株式会社 アイデアール

氏名

代表取締役 佐野 恵 ()

借主

住所 埼玉県川口市坂下町1-14-24

氏名

借主 氏名 何根 大輔 ()

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号

事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24 角ヶ谷ヤマト第1ビル201

商号 株式会社 アイデアール

代表者等 佐野 恵輔

登録番号 [Redacted]

宅地建物取引士 [Redacted]

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号

事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24 角ヶ谷ヤマト第1ビル201

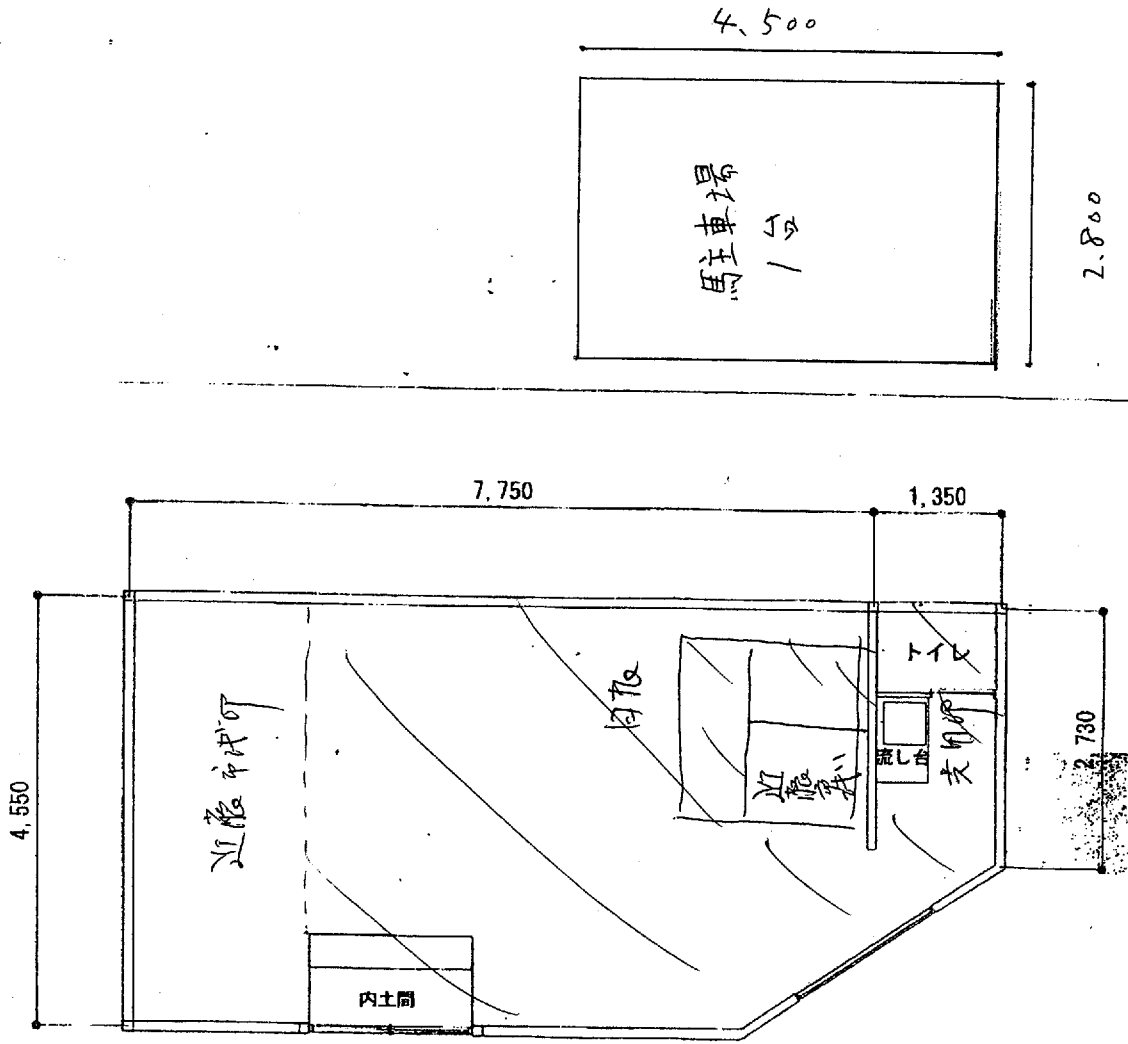
商号 株式会社 アイデアール

代表者等 佐野 恵輔

登録番号 [Redacted]

宅地建物取引士 [Redacted]

6



整理番号	2
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2022年2月2日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	2月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

2月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-02-0203265		通帳電信振替
記号	番号	
****	****	
取扱番号	お取引金額	
N077	*100,000	
	残高	
42N1		
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座直結だから事前チャージ不要! ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行		

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name]



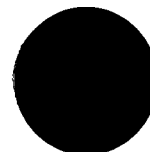
借主(乙)

住所

[Redacted address]

氏名

山本正乃



整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

440 × 90%

支出年月日	4年2月14日	支出額	396 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場代		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

タイムズ24
 浦和白幡6丁目駐車場
 0120-70-8924

《 領 収 書 》

	[NO. 4]
22年02月14日14:25 -- 02月14日15:30	
駐車料金	440円
合計	440円
お預り	500円
お 釣	60円
	NO.035720

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	1
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2022年2月15日	支出額	115,434円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	新事務所仲介手数料 杉田ビル702
----	-------------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部	$128260 \times 0.9 = 115434$
---------	----------------	------------------------------


領収証

No.

山根 史子 様 令和4年2月15日

金額	¥128260-	内	
		消費税等	
但	杉田ビル702号室仲介手数料とシマ	現金	
		小切手	

上記正に領収いたしました




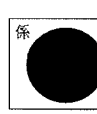
2009

〒350-1114 埼玉県川越市東田町8番地46

株式会社アセットホームサービス

代表取締役 **内田親也**





※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

【ご請求書】

令和 4年 2月 10日

山根 史子 様

株式会社アセットホームサー
350-1114
埼玉県川越市東田町8-46



TEL 049-291-2280
FAX 049-291-2281

下記のとおり、ご請求申し上げます。
振込期限：令和 4年 2月 18日（金）

物 件 名	杉田ビル 702号室		
ご 契 約 日	令和 4年 2月 吉日		
契 約 期 間	令和 4年 3月 8日	～	令和 6年 3月 7日
			2年間

項 目	金 額	消 費 税	摘 要
3 月 家 賃	賃貸料 共益費	90,270	24日分
	小計①	90,270	0
月 家 賃	賃貸料		
	小計②	0	0
契 約 一 時 金	敷金	√318,000	賃貸料の3ヶ月分 賃貸料の1ヶ月分
	礼金	√116,600	
	保証料	√116,600	
	鍵交換	√20,000	2,000
	仲介手数料	√116,600	11,660
	火災保険料	√18,000	
小計③	705,800	13,660	
合計金額	796,070	13,660	小計①+②+③
手付金			
総合計	¥809,730		

必要書類	
------	--

※必要諸経費を下記口座へお振込み下さい（振込手数料はご負担お願い致します）。

振込口座	金融機関名	埼玉りそな銀行
	本支店名	本川越支店
	口座分類	普通預金
	口座番号	4015239
	口座名義	株式会社 アセットホームサービス

貸室賃貸借契約書

貸借人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市藤田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡（487.82坪）

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

- 貸室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。



第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることとはできないものとする。
- 乙が本契約に基づく、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に敷金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を収有する。

令和4年3月 / 日

甲 (買受人) 住所

氏名

乙 (賃貸人) 住所

氏名

川越市市場460-6

山根史子

立会人

東京都知事免許 (1) 第102098号
 東京都北区田端五丁目12番11-1
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋 英隆

登録番号
 宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
 埼玉県川越市東田町8番46号
 株式会社アセットホームサービス
 代表取締役 内田 親也

登録番号
 宅地建物取引士

建築物の耐震診断の結果の概要 (既存の住宅のとき) [該当あり] 該当なし (該当しないので説明を省略します。)
 建築物の調査の実施の有無 (1年以上に1回実施している場合) 有 無
 建築物の調査の結果の概要

石綿使用記録調査

石綿使用調査記	石綿使用調査の有無	有・無
調査実施機関	調査の有無	
調査年月日	調査年月日	
石綿使用の有無	石綿使用の有無	
石綿使用箇所	石綿使用箇所	
補足情報	補足情報	
関係者	関係者	①所有者、②管理組合、③施工者、④その他 ()

下記関係者のうち、今回 (①) に石綿使用調査に関する記録を照会致しましたが、いずれからもその記録の存在を確認できませんでした。

耐震診断概要

耐震診断の対象区分	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します [該当しません]	①耐震診断、または検査済田に記載された確認済証の交付年月日 : 昭和56年5月31日以前の場合には下記調査対象に該当します。 ②建築物第一全部事項説明書 (建物) に記載された表裏壁記日 : 平成1年6月4日 (新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物は区分所有建築物は昭和58年5月31日以前の場合には下記調査対象に該当します。
耐震診断の有無	耐震診断の有無	添付「 」にてご説明いたします。
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合	下記関係者のうち、今回 (一) に耐震診断概要に関する記録を照会致しましたが、いずれからもその記録の存在を確認できませんでした。
耐震診断が無い場合	耐震診断が無い場合	①所有者、②管理組合、③施工者、④その他 ()
調査対象に該当した場合	調査対象に該当した場合	

賃貸借条件等

貸室部分・契約面積	7階702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃料管理費等の支払い方法 その他の費用負担	賃借人は、次に定める諸費用を賃貸人の指定する方法によって賃借人又は賃貸人の指定人に支払うものとする。 ①賃料・管理費 ※毎月末迄に貸主指定の口座へ振込み ②雑費用 (電気・ガス・水道料金) ※別途請求 ③電話・インターネット料金 ※別途請求 ④火災保険料 (東日本少額短期保険) ※別添契約 保険料18,000円/2年間 ⑤保証料 (日本セーフティ) ※別添契約 保証料116,600円/初回更新料11,660円/年 ⑥貸室内の清掃費 ※別添契約 (任意) ⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ⑧その他賃借人の負担に属する費用	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号 2

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年2月15日	支出額	19,800円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	------------------------------

使途	新事務所 鍵交換代 杉田ビル702
----	-------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

領 収 証

小根史子 様 2022年2月15日



但 杉田ビル702号玄関鍵シッター交換代
上記正に領収いたしました と。 2022

内 訳

税抜金額 ￥20,000.-

消費税額等(10%) 2,000.-

埼玉県入間市高倉1-9-40 ニューバード入間507

有限会社IKビルサービス

代表取締役

池田 龍 雄

コクヨ ウケ-1048

$$20000 \times 0.9 = 19,800$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

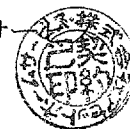
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

【ご請求書】

令和 4年 2月 10日

山根 史子 様

株式会社アセットホームサ
350-1114
埼玉県川越市東田町8-46



下記のとおり、ご請求申し上げます。
振込期限：令和 4年 2月 18日（金）

TEL 049-291-2280
FAX 049-291-2281

物件名	杉田ビル 702号室	
ご契約日	令和 4年 2月 吉日	
契約期間	令和 4年 3月 8日 ~ 令和 6年 3月 7日	2年間

項目	金額	消費税	摘要
3 月 家 賃	賃貸料 共益費	90,270	24日分
	小計①	90,270	0
月 家 賃	賃貸料		
	小計②	0	0
契 約 一 時 金	敷金	√318,000	賃貸料の3ヶ月分 賃貸料の1ヶ月分
	礼金	√116,600	
	保証料	√116,600	
	鍵交換	√20,000	2,000
	仲介手数料	√116,600	11,660
	火災保険料	√18,000	
小計③	705,800	13,660	
合計金額	796,070	13,660	小計①+②+③
手付金			
総合計	¥809,730		

必要書類	
------	--

※必要諸経費を下記口座へお振込み下さい（振込手数料はご負担お願い致します）。

振 込 口 座	金融機関名	埼玉りそな銀行
	本支店名	本川越支店
	口座分類	普通預金
	口座番号	4015239
	口座名義	株式会社 アセットホームサービス

貸室賃貸借契約書

貸借人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市船田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡（487.82坪）

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を職員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2ヵ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

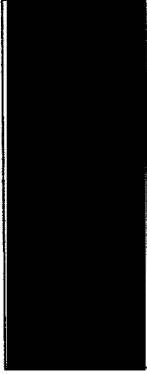
- 賃室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。



第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れれるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。
- 乙が本契約に基づく、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に敷金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月/日

甲 (質权人) 住所 氏名

乙 (質借人) 住所 氏名

立会人

東京都知事免許 (1) 第102093号
 東京都北区田端五丁目12番11-1
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋 英隆

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
 埼玉県川越市東田町8番46号
 株式会社アセットホームサー
 代表取締役 内田 親也

建築物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) [該当あり] 該当なし (該当しないので説明を省略します。)
 建築物状況調査の実施の有無 (1年以上に実施している場合)
 建築物状況調査の結果の概要

石綿使用記録調査

石綿使用調査の記録の有無	有・無
調査実施機関	
調査の範囲	
調査年月日	
石綿使用の有無	
石綿使用の箇所	
補足情報	
下記関係者うち、今回(①)に石綿使用調査に関する記録を照会致しましたが、いずれからその記録の存在は確認できませんでした。	
関係者	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他()

耐震診断調査

耐震診断の対象区分	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します [該当しません]	①耐震診断、または検査済証に記載された補修済証の交付年月日 : 昭和56年5月31日以前の場合は「耐震診断対象に該当します。」 ②建築物等—全部事項説明書(建物)に記載された表裏記載日 : 平成1年6月4日(新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物は昭和58年5月31日以前の場合は「耐震診断対象に該当します。」
耐震診断の有無	耐震診断の有無	添付「 」にてご説明いたします。
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合	上記説明のうち、今回(一)に耐震診断調査に関する記録を照会致しましたが、いずれからその記録の存在は確認できませんでした。
耐震診断が無る場合	耐震診断が無る場合	
調査対象に該当した場合	関係者	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他()

質借条件等

貸室部分・契約面積	7階702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月租賃料の3ヶ月相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税別途負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税別途負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記資料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
質料管理費等の支払い方法 その他の費用負担	質借人は、次に定める諸費用を質借人の指定する方法によって質借人又は質借人の指定人へ支払うものとする。 ①質料・管理費 ※毎月末迄に質主指定の口座へ振込み ②雑費用 (電気、ガス、水道料金) ※別途見積り ③電話・インターネット料金 ※別途見積り ④火災保険料 (東日本少額短期保険) 保険料18,000円/2年間 ⑤保証委託料 (日本セーフティ) ※別途見積り 保証料116,600円/初回更新料11,660円/年 ⑥質室内の清掃費 ※別途見積り (任意) ⑦質借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ⑧その他質借人の負担に属する費用	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号	3
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

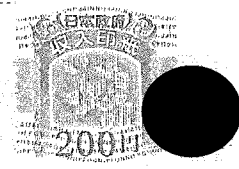
経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年2月15日	支出額	104,940円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	新事務所 礼金代 杉田ビル702		
領収書等貼付欄		埼玉民主フォーラム 川越支部	

領収証 山根 史子 様 No.

金額

¥116,600



但 杉田ビル702号賃貸借契約に係る礼金として
 2022年2月15日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)



コクヨ ウケ-50N

$$116600 \times 0.9 = 104940$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

【ご請求書】

令和 4年 2月 10日

山根 史子 様

株式会社アセットホームサ
350-1114
埼玉県川越市東田町8-46



下記のとおり、ご請求申し上げます。
振込期限：令和 4年 2月 18日（金）

TEL 049-291-2280
FAX 049-291-2281

物 件 名	杉田ビル 702号室		
ご 契 約 日	令和 4年 2月 吉日		
契 約 期 間	令和 4年 3月 8日 ~	令和 6年 3月 7日	2年間

項 目	金 額	消 費 税	摘 要
3 月 家 賃	賃貸料 共益費	90,270	24日分
	小計①	90,270	0
月 家 賃	賃貸料		
	小計②	0	0
契 約 一 時 金	敷金	√318,000	賃貸料の3ヶ月分 賃貸料の1ヶ月分
	礼金	√116,600	
	保証料	√116,600	
	鍵交換	√20,000	2,000
	仲介手数料	√116,600	11,660
	火災保険料	√18,000	
小計③	705,800	13,660	
合計金額	796,070	13,660	小計①+②+③
手付金			
総合計	¥809,730		

必要書類	
------	--

※必要諸経費を下記口座へお振込み下さい（振込手数料はご負担お願い致します）。

振 込 口 座	金融機関名	埼玉りそな銀行
	本支店名	本川越支店
	口座分類	普通預金
	口座番号	4015239
	口座名義	株式会社 アセットホームサービス

貸室賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市臨田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡ (487.82坪)

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡ (13.25坪)

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならぬ。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

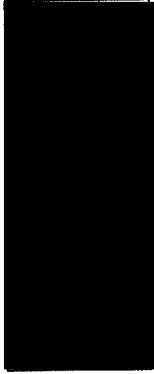
- 貸室の賃料は、1ヶ月金 106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金 10,600円也を加え、1ヶ月金 116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上限額を支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。



第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金 318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。
- 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求めないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合は、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和 7 年 3 月 / 日

甲 (貸借人) 住所

[Redacted Address]

氏名

乙 (賃借人) 住所

川越市布島 460-6

氏名 山根史子

立 会 人

東京都知事免許 (1) 第102093号
 東京都北区田端五丁目12番11
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋 英隆

登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
 埼玉県川越市東田町8番46号
 株式会社アセットホームサービス
 代表取締役 内田 毅也

登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士

建築物の耐震診断の結果の概要 (既存の住宅のとき) [該当あり] 該当なし (該当しないの欄を省略します。)
 建築物の耐震診断の実施の有無 (1年以内の実施している場合) 有 無
 建築物の耐震診断の結果の概要

■石綿使用履歴調査

石綿使用調査の有無	有 無
調査実施機関	
調査の範囲	
調査年月日	
石綿使用の有無	
石綿使用の箇所	
補足情報	
調査記録が無い場合	下記関係者のうち、今回 (〇) に石綿使用履歴に関する記録を照会致しましたが、いずれからもその記録の存在は確認できませんでした。
関係者	①所有者、②管理組合、③施工者、④その他 ()

■耐震診断概要

耐震診断の対象区分	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します [該当しません]
耐震診断の有無	耐震診断の有無
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合
耐震診断が無い場合	耐震診断が無い場合
調査対象に該当した場合	調査対象に該当した場合
関係者	①所有者、②管理組合、③施工者、④その他 ()

■賃貸借条件等

貸室部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月経賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税別途負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税別途負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃料管理費の支払い方法 その他の費用負担	賃借人は、次に定める諸費用を賃貸人の指定する方法によって賃借人又は賃貸人の指定人へ支払うものとする。 ①賃料・管理費 ※毎月末迄に貸主指定の口座へ振込み ②経費用 (電気・ガス・水道料金) ※別途経費契約 ③電話・インターネット料金 ※別途経費契約 ④火災保険料 (東日本少額短期保険) ※別途契約 保険料116,600円/初回 ⑤保証委託料 (日本セーフティ) ※別途契約 更新料11,660円/年 ⑥貸室内の清掃費 ※別途契約 (任意) ⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに関する一切の費用 ⑧その他賃借人の負担に属する費用	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号	6
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	R4年2月15日	支出額	17,969 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所セキュリティ
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-02-15	.送金	*19,800	IB 取引のキャンセル
04-02-15	.手数料	*165	

$$19,965 \times 0.9 = 17,969 \text{円}$$

③ 事務所防犯カメラ等一式

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

業務請負契約書

町田皇介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、費、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関し、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 1 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 2 支払方法 乙は、月末日締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末日までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約については又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定待約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員である
ことを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の
占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受け
たときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意を
もって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協
議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ
保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒382-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
佐藤ビル102

埼玉プロホーム上尾・伊奈支部

町田 皇

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地
太閤會社株式会社
代表取締役 齊藤敏

6-1

請求明細書

1 ページ

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町8-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.0077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	種目	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
████████	2022/01/31	未	0030	2	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
████████	████████	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2022/01/31	18986	掛売上 現場	機械警備料(1月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月	10,000	10,000
	18987	掛売上 現場	システム機器使用料(1月分) まちだ皇介事務所	1.00式	8,000	8,000
			(税率10%)		[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800
					████████	████████

整理番号

5

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2022年2月24日
支出額	$16,000 \times 90\% = 14,400$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(3月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



覚書(借主様用)

覚書(借主様用)

更新

覚書(借主様用)

覚書(借主様用)

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)
住所: 埼玉県所沢市東新井町322-1
契約者名: 水村 寛弘
車種・車名形式: 同左
登録番号: 同左
貸主名: 株式会社エルハウジング

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)
住所: 埼玉県所沢市東新井町322-1
契約者名: 水村 寛弘
車種・車名形式: 同左
登録番号: 同左
貸主名: 株式会社エルハウジング

(2) 契約期間
始期: 令和4年2月8日 から
終期: 令和5年2月7日 まで
1年0ヶ月

(2) 契約期間
始期: 令和4年2月8日 から
終期: 令和5年2月7日 まで
1年0ヶ月

(3) 敷金・保証金等
敷金(保証金): - 円

(3) 敷金・保証金等
敷金(保証金): - 円

(4) 賃料等
賃料(月額): 8,000 円
共益費(月額): - 円
礼金: - 円
補修費: - 円
合計: 8,000 円

(4) 賃料等
賃料(月額): 8,000 円
共益費(月額): - 円
礼金: - 円
補修費: - 円
合計: 8,000 円

(5) 更新料に関する事項
更新料(駐車場): 賃料の 半
更新料: 4,000 円

(5) 更新料に関する事項
更新料(駐車場): 賃料の 半
更新料: 4,000 円

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き継ぎ効力を有するものとする。

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き継ぎ効力を有するものとする。

以上、本合意を証するため本覚書2通を作成し、貸主借主両名、押印の上、各々1通を保有する。

以上、本合意を証するため本覚書2通を作成し、貸主借主両名、押印の上、各々1通を保有する。

令和 4 年 1 月 3 日

令和 4 年 1 月 3 日

貸主
住所: 埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名: 株式会社エルハウジング
電話番号: 04-2998-3771

貸主
住所: 埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名: 株式会社エルハウジング
電話番号: 04-2998-3771

借主(契約者様)
住所: 所沢市上柳松 864-4
氏名(法人名): 水村 寛弘
電話番号: 04-2993-0080
※この契約内容に変更がある場合、別途「更新契約書」又は「合意書」を「ご案内」されたく場合がございます。

借主(契約者様)
住所: 所沢市上柳松 864-4
氏名(法人名): 水村 寛弘
電話番号: 04-2993-0080
※この契約内容に変更がある場合、別途「更新契約書」又は「合意書」を「ご案内」されたく場合がございます。

お問合せ窓口
株式会社エルハウジング
〒359-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

お問合せ窓口
株式会社エルハウジング
〒359-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

借主様へ
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。

借主様へ
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。
※お預けのペーパーは非ペーパー(電子)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返信ください。


整理番号	12
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年2月24日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	225,610 × 0.8 = 180,488 事務所賃料 3月分		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。


取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48606	04-02-24	11:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥225,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証
円 円 円		円

③ 事務所賃料 3月分

④ 振込先

お振込明細またはご案内

お受取人  様

登録番号 0003

ツツ コウツツ 様

電話番号 048-975-6071

取扱番号 240002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

〈物件表示〉

名称	ヴェルエール・メゾン店舗	B号室
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構造	重量鉄骨	造 3階建の内 1階
賃貸借面積	69.29 m ²	

〈原契約の表示〉

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃料	月額	190,000円	別途消費税等	19,000円
共益費	月額	15,000円	別途消費税等	1,500円
更新料	新賃料の1ヶ月相当額			
	月額	円	別途消費税等	円
	月額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は次の通りとする。

新契約期間	2022年1月20日 ~ 2025年1月19日
-------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人）

住所

氏名

乙（賃借人）

住所

氏名

電話

越谷市千間台西1-21-10 サニールハイムせんげん台108

辻 浩司

048-975-6071

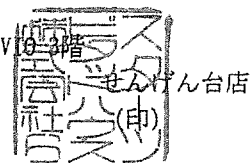
更新事務取扱業者

所在地
商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREV

スターツピタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



整理番号	15
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年2月25日	支出額	82,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 (3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②165,000×50%

③事務所家賃

「立憲民主党 埼玉県参議院選挙区第2総支部」
 としたため、3月使用分に関しては、按分を50%とします。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP

1. 出金口座
選択2. 振込先
指定3. 金額・
振込日選択

4. 振込実行

5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は22022500002です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 22022500002 受付日時 2022年02月25日 15:57

出金口座

支店

振込依頼人名

サタミンパフォーム 株式会社

振込先口座

埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885

受取人名

1)カビトウマツ

メモ欄

事務所家賃

振込金額

165,000円

振込手数料

0円

引落合計金額

165,000円

振込指定日

02月25日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続きが必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻しの際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする

事業用建物賃貸借契約書

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

令和3年 3月 1日

下記の条項に従って賃貸契約をする。

貸貸人 (甲) 住所

氏名

TEL

F331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19

有限会社川人工務店

代表取締役 川人 一徳

電話 048-664-2300

賃借人 (乙) 住所

氏名

TEL

高木真理

賃貸借の目的物の表示等	名称	K・Kビル 101号室
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円 (内税)
	賃料	月額 金165,000円 (内税15,000円)
	共益費	なし
	更新料	新賃料の1ヶ月
	契約期間	令和3年3月1日～令和6年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先 口座番号 名義人
	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項	なし	

整理番号

16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年2月25日	支出額	11,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所駐車場代 (3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②22,000×50%

③事務所駐車場代

「立憲民主党 埼玉県参議院選挙区 第2総支部」
 とするため、3月使用分に関しては、按分を50%とします。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP

1. 出金口座
選択2. 振込先
選択3. 金額・
振込日選択

4. 振込実行

5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は22022500003です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 22022500003 受付日時 2022年02月25日 15:59

出金口座 [REDACTED] 支店 [REDACTED]

振込依頼人名 サイタマシニアホーム 外務 列

振込先口座 [REDACTED]

受取人名 [REDACTED]

メモ欄 駐車場

振込金額 22,000円

振込手数料 0円

引落合計金額 22,000円

振込指定日 02月25日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返できません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする

整理番号 21

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2022年2月28日	支出額	90,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃 3月分		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部	100000×0.9=90,000	

領収証

様

No. _____

★ ￥100,000.-

内訳	但	3月分家賃
現金		
小切手	/	
手形	/	
消費税額等(%)		

但 3月分家賃

令和4年2月 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98

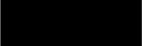
① R4.2.28

⑤ 山根 34子

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 山根史子 (以下「乙」という) は、次の通り契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借した。

記

所在 埼玉県川越市大字古市場字南久我原四二七番地一
物件 木造スレート葺平屋建事務所

第2条 賃貸借の期間は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの二年間とする。

第3条 賃料は1ヶ月金 壹拾萬 円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に持参する方法で支払う。

2 1ヶ月分に満たない期間の賃料は、当該月の日数を分母とする日割りで計算した金額とする。

3 甲及び乙は、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当となったときには、協議のうえ、賃料を改定することができる。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料とは別に支払うものとする。但し、賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。

第5条 乙は、本件建物を自己の居住のために利用し、他の用途に使用してはならない。

第6条 乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の事項をなしてはならない。

- ① 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上賃借権の譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること
- ③ 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置・改廃等を実施すること
- ④ 本件建物内又は本件建物の敷地において動物を飼育すること
- ⑤ 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

第7条 乙は、電球、障子、ふすま及び畳の交換その他本件建物の躯体に関するものを除く費用軽微な修理については、自らの負担でこれを実施する。

第8条 乙が次の各場合の一つに該当する場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

- ① 前条の禁止事項に反した場合
- ② 賃料を2ヶ月分以上滞納した場合

第9条 乙は、本契約の終了までに、本件建物内に乙が所有又は保管する物件を全て引上げ、かつ、乙の設置した造作を取外して原状を回復した上で、本件建物を明渡す。

第10条 甲は、本契約が終了し、乙から本件建物の明渡を受けた場合、遅滞なく第4条の敷金を返還する。

ただし、甲は、本件建物の明渡に際し、乙に対して未払賃料請求権、原状回復費用請求権その他本契約に関して乙の債務不履行による損害賠償請求権を有している場合には、敷金をこれらの債務の弁済に充当することができ、その残額を乙に返還すれば足りる。

第12条 甲、乙は、本契約から生じる紛争について、甲の住居地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意した。

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合については、甲、乙は誠意をもって協議し、解決を図る。

以上の賃貸借契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人(甲) 住所
氏名

賃借人(乙) 住所
氏名

川越市西市場460-6
山根史子 印

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年2月28日	支出額	91,766 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借料
-----	--------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	04-02-28	12:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥101,852	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円		優待認証	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマリソナ ムサツウラフ 普通 1438189 コ)ハツクアツフ様 登録番号 0002 キムラ イサオ様		
ご依頼人	電話番号	取扱番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
		280005	

③事務所賃料

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

相手側の間違いで税率8%で支払いは行っていたが、今回以降は税率10%で対応します。

事業用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 [redacted] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。)について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡 6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81㎡	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件		契約期間	2021年7月1日 から 2023年6月30日 まで		
		賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円 (受領済み)
		共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜き価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
		賃料等の振込先	[redacted]		
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名 [redacted] [redacted]

管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵 4-29-13

氏名 株式会社 バックアップ [redacted] 印

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所 [redacted]

氏名 木村 勇夫 [redacted] 印

連絡先 [redacted]

【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第 15903 号
埼玉県さいたま市南区 [redacted] 丁目 29 番 13 号
株式会社バックアップ [redacted]
代表者 碓 奈緒子

登録番号 [redacted]
宅地建物取引士: [redacted]

整理番号	27
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年2月28日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

※ 別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

17 04-02-28 振替 *23,300 DF. 和利ヨウ

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：木村勇夫
支払先：株式会社 平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書


賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No. 

整理番号	6
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
--	---

支出年月日	2022年2月28日
支 出 額	$82,720 \times 90\% = 74,448$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (3月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷 金 210,000 円
3. 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松 864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号	13
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年2月28日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-02-28	.送金	*110,000	IB	
04-02-28	.手数料	*165		

110,165 × 0.9 = 99,149 円

③ 事務所家賃

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭等に表示する不動産に、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭等(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル 1階10号 区画番号 []
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸
種類	店舗 新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況優先)
附属施設	公営水道・東京電力

頭等(2) 重要内容(具体的に記述すること)

原簿会派支那事務所

頭等(3) 契約期間

契約期間	令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭等(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3か月分)	水道代	2,000円
その他の条件			
貸与する権利	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座引降	持参	先
	口座引降	持参	委託会社

頭等(5) 主緊急連絡先

(氏名)町田 皇介
(自宅)TEL
(勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭等(6) 貸主及び管理業者

氏名	[]
住所	[]

管理業者 貸主自主管理

所在地	TEL
-----	-----

頭等(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円建借保証人 氏名 [] 住所 [] 極度額 3,960,000円 (月額賃料総額×3.6ヶ月)
円家賃債務保証 証業者の提供する保証	家賃債務 保証業者 名称 全株連株式会社 主たる事務所所在地 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5940 問合せ窓口 0570-01-1083
家賃債務 保証業者 登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭等(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭等(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は築屋物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3 年 6 月 () 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-793-4811
	住所	上尾市系立3-6-32
丙 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
極度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL	商号又は名称	商号又は名称
	048-778-1750	株式会社マハロハ	株式会社マハロハ	代表者の氏名
	代表者の氏名	光廣 昌子	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県 知事 (3)第21590号	免許証番号	大臣 ()第 号
	免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社マハロハ	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	上尾市宮本町4-14 048-778-1750	事務所所在地 TEL	

※ 印は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。

整理番号	15
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R4年2月28日	支出額	10,949 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務員利用駐車場代(3月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
---------	-------------------

口座名義人: 町田皇介

04-02-28 .送金	*12,000 IB トラハルオ
04-02-28 .手数料	*165

$12,165 \times 0.9 = 10,949 \text{ 円}$

③ 事務員利用駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村パーキ 駐車場賃貸契約書

貸主 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町田皇介 とは、
 次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市宮本町 8-8			
2	駐車場 区画	[黒塗り]番			
3	車両	車名 ポジョー ステーション ワゴン青	登録 番号 [黒塗り]	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)
4	賃料	1 ヶ月 12,000円 1台	支払 方法	特約	当月末翌月分前納 指定銀行への振込 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期間	自 2019年 10月 9日 至 2020年 10月 8日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする	
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内貸借人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除
8	解約	賃貸人 *1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 *1ヶ月前予告 解約可能			
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還			
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。			

契約日	2019年 10月 9日	
貸主	住所(所在地)	村パーキング
	氏名(名称)	村田 春雄
	電話番号	上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主	住所(所在地)	町田皇介
	氏名(名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年2月28日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	来客用駐車場(3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-02-28 | 送金 *10,000 | IB [REDACTED]

$$10000 \times 0.9 = 9000 \text{ 円}$$

支出先:ツツキヨシユ

③ 来客用駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、
左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、
損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の
使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。
前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、
甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 乙の使用する期間は、令和 二 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は
自動更新とする。

六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行い、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は
直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と
同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。

前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条 甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否
することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の
使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を
支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 二 年 六 月 20 日

貸主 (甲)

住 所

電 話

借主 (乙)

住 所

電 話

[]
[]
[]
上尾市緑丘三-六-三二
町田 皇介
[]
[]

埼玉県知事(3)第21599号
株式会社 マハロ
埼玉県上尾市宮本
TEL 048-778-1750 FAX 048-

駐車すべき車の表示

〔車両名〕

〔塗色〕

〔ナンバー〕

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号 ([]) と表示した箇所

整理番号 7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年2月28日	支出額	72,000 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃料 3月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法

80,000円 × 0.9 = 72,000 円

しんきんキャッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
04 02 28	1251009D-0344
カード発行金融機関・店番・口座番号	

お取引金額	
お引出	お取引金額
¥220 通帳員	¥80,000*
時刻 13:21	お取引後残高
説明コード	

川口信用金庫
本町東支店
普通 0000942379
カ)アイテム様

ご依頼人
サイトマシニコフフォーラムカワク"チコフ"
様



◎ 川口信用金庫

C-10-1

※ 領収書
※ 領収書

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

ること。

③事務所賃料
3月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所(鈴木邸)			棟	階	号室
所在地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7				
用途	■事務所	□店舗	□店舗事務所	□倉庫	□	
種類	□マンション	□ビル	□戸建	□アパート	■戸建の一部	戸数
構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建					
床面積	39.66㎡の一部26.44㎡		間取り			
建築時期	昭和51年8月新築(大規模修繕を)		年(築)	□不詳		
附属施設	なし					

(2) 事業内容

事務活動用事務所	
----------	--

(3) 契約期間

始期	2019年6月1日	から	3年11か月間	目的物件の引渡しの時期	2019年6月1日
終期	2023年4月30日	まで			

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	月額	内訳等
賃料	75,000円	(内消費税等 5,556円)
共益費(管理費)	5,000円	(内消費税等 370円)
賃料・共益費(管理費)の支払期限	□当月分を	■翌月分を 毎月 末 日までに
敷金	円	賃料の ヶ月相当分
保証金	円	その他一時金
附属施設使用料	円	火災保険料
集引き・保証金償却規定		
その他		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 預金 振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 預金 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> 振込手数料負担者 <input checked="" type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 持参先 鍵番号① <input type="checkbox"/> 本 鍵番号② <input type="checkbox"/> 本 鍵番号③ <input type="checkbox"/> 本	

(5) 貸主および管理

貸主	氏名	株式会社 アイデアル	電話	048 (299) 8955
住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201			
管理業者	商号または名称	株式会社 アイデアル	電話	48 (299) 8955
住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号			
管理担当者	氏名			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	
住所		

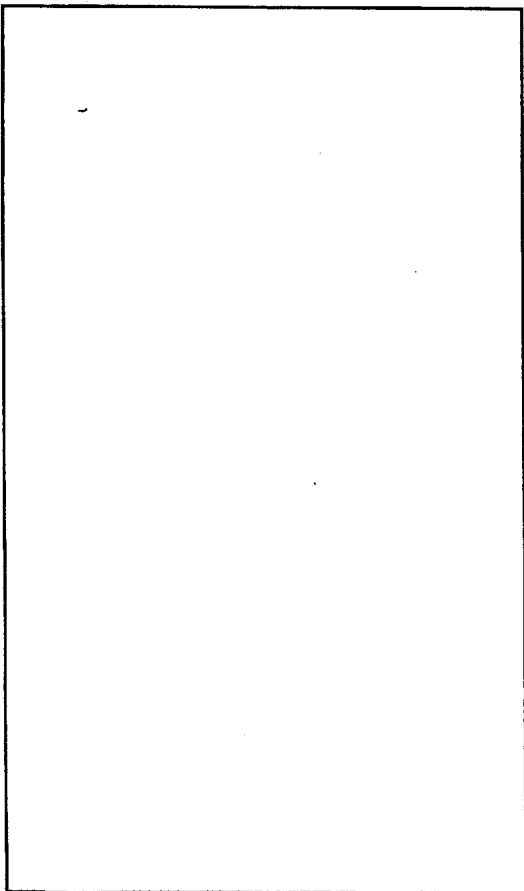
(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名		年齢	
緊急連絡先	氏名	借主との関係	
	住所	電話	()
	勤務先	電話	()
	携帯	()	

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います <input checked="" type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません
--------	--

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019年 5月 29日

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24
協ヶ谷ヤマド第1ビル201

貸主

住所

株式会社 アイデアール

代表取締役 佐野 恵

氏名

番号

()

借主

住所

埼玉県川口市坂下町1-14-24 201

氏名

電話番号

氏名

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号

事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1-14-24 協ヶ谷ヤマド第1ビル201

商号 株式会社 アイデアール

代表者等 佐野 恵

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号

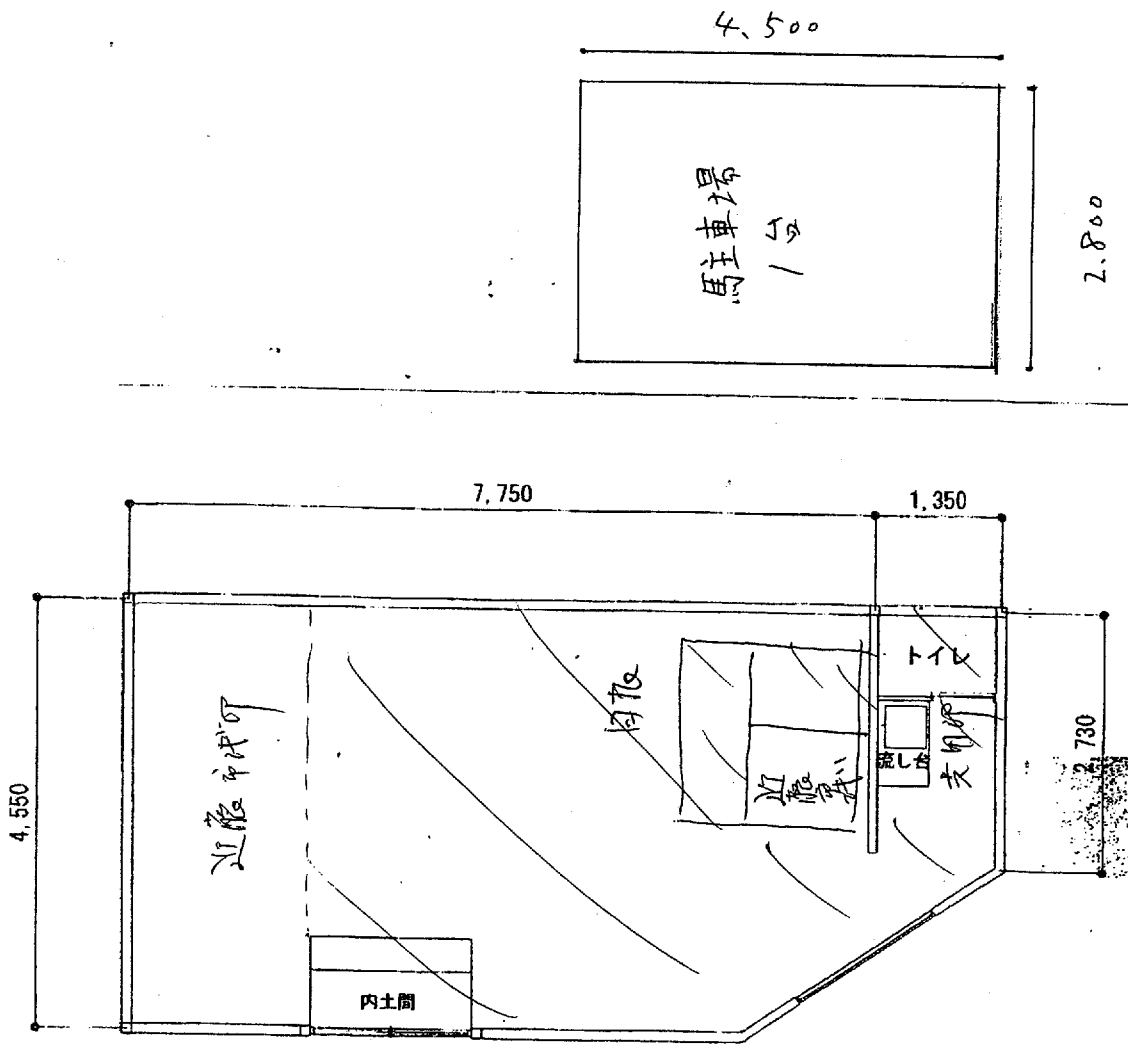
事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1-14-24 協ヶ谷ヤマド第1ビル201

商号 株式会社 アイデアール

代表者等 佐野 恵

登録番号

宅地建物取引士



整理番号	6
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年3月1日	支出額	81,243 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	新事務所 3月日割家賃代		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部		

領収証 山根史子 様 No.

金額

¥90,270

但 杉田ビル702号室 3月分賃料(日割り)として
令和4年 3月 日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-50N

$$90270 \times 0.9 = 81,243$$

①R4.3.1

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

【ご請求書】

令和 4年 2月 10日

山根 史子 様

株式会社アセットホームサー
350-1114
埼玉県川越市東田町8-46



TEL 049-291-2280
FAX 049-291-2281

下記のとおり、ご請求申し上げます。
振込期限：令和 4年 2月 18日（金）

物件名	杉田ビル 702号室	
ご契約日	令和 4年 2月 吉日	
契約期間	令和 4年 3月 8日 ~ 令和 6年 3月 7日	2年間

項目	金額	消費税	摘要
3 月 家 賃	賃貸料 共益費	90,270	24日分
	小計①	90,270	0
月 家 賃	賃貸料		
	小計②	0	0
契 約 一 時 金	敷金	√318,000	賃貸料の3ヶ月分 賃貸料の1ヶ月分
	礼金	√116,600	
	保証料	√116,600	
	鍵交換	√20,000	2,000
	仲介手数料	√116,600	11,660
	火災保険料	√18,000	
小計③	705,800	13,660	
合計金額	796,070	13,660	小計①+②+③
手付金			
総合計	¥809,730		

必要書類	
------	--

※必要諸経費を下記口座へお振込み下さい（振込手数料はご負担お願い致します）。

振 込 口 座	金融機関名	埼玉りそな銀行
	本支店名	本川越支店
	口座分類	普通預金
	口座番号	4015239
	口座名義	株式会社 アセットホームサービス

貸室賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市藤田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡（487.82坪）

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2ヵ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新・合意更新を問わず、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

- 貸室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。



第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れらるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることにはできないものとする。
- 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第9条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月 / 日

甲 (貸借人) 住所

氏名

乙 (貸借人) 住所

氏名

[Redacted]

川越市布島460-6

山根史子

立 会 人

東京都知事免許 (1) 第102093号
 東京都北区田端五丁目12番11号
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋 英隆
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
 埼玉県川越市東田町8番46号
 株式会社アセットホームサービス
 代表取締役 内田 親也
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

建築物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) [該当あり] 該当なし (該当しないので説明を省略します。)
 建築物の調査の実施の有無 (1年以内の実施している場合) 有・無
 建築物の調査の結果の概要

■石綿使用記録調査

石綿使用調査の有無	有・無
調査実施機関	関
調査の範囲	関
調査年月日	
石綿使用の有無	
石綿使用の箇所	
補足情報	
下記関係者のうち、今回(①)に石綿使用調査に関する記録を照会しました が、いずれからもその記録の存在は確認できませんでした。	①所有者、②管理者、③施工者、④その他()
調査記録が無い場合	

■耐震診断調査

耐震診断の有無	耐震診断の有無	①補強済証、または検査済証に記載された補強済証の 交付年月日 : _____ 昭和56年5月31日以前の場合は下記調査対象に 該当します。 ②建築物記録簿(全宗事項簿(建物)に記載された 表簿登記日 : 平成1年6月4日(新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、 事業用建築物は区分所有建築物が昭和58年5月31日 以前の場合は下記調査対象に該当します。
耐震診断の有無	右のとおり当該建築物 は耐震診断対象に 該当します [該当しません]	
耐震診断の有る場合	耐震診断の有る場合	添付「_____」にて説明いたします。
耐震診断が無い場合	耐震診断が無い場合	下記関係者のうち、今回(一)に耐震診断履歴に関 する記録を照会しましたが、いずれからもその記録 の存在は確認できませんでした。
耐震診断の対象とした場合	関 係 者	①所有者、②管理者、③施工者、④その他()

■賃貸借条件等

貸借部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷 金	金 318,000円也 (月租賃料の3ヶ月相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼 金	金 106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月 額 賃 料	金 106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月 額 管 理 費	上記賃料を含む 賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する賃借人又は賃借人の指定人へ支払 うものとする。	[添付契約書 第6条 参照]
賃料・管理費	①賃料・管理費 ※毎月末迄に貸主指定の口座へ振込み	
②経費用 (電気・ガス・水道料金)	※別途直接契約	
③電話・インターネット料金	※別途直接契約	
④火災保険料 (東日本少額短期保険)	※別途契約 保険料18,000円/2年間	
⑤保証委託料 (日本セーフティ)	※別途契約 保証料116,600円/初回 更新料11,660円/年	
⑥貸室内の清掃費	※別途契約 (任意)	
⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用		
⑧その他賃借人の負担に属する費用		
賃料管理費等の支払い方法 その他の費用負担		[添付契約書 第6条 参照]

整理番号 7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年3月1日	支出額	12,528円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	新馬埦場 3月日割賃料 (奈良 P 区画 103 104)		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部		

領収証

山根 史子

様

No.

金額

¥13,920 ※

但 奈良 P 区画 3月分賃料日割分として

令和4年 3月 / 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

有限会社すまいの市民館
川越市中原町2丁目3番地2
TEL 049-228-5677



$$(13920 \times 0.9 = 12,528)$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

<駐車場>

請求書

山根 史子様

請求日 令和4年2月10日

下記のとおり御請求申し上げます。

有限会社 すまいの市民館
〒350-0042 川越市中原町2丁目3番地2
TEL: 049-228-5677 FAX: 049-224-0881
担当: [Redacted]

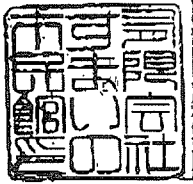
合計金額 ¥51,720

お支払期限 令和3年2月28日

所在 川越市東田町7-31
名称 奈良 駐車場 No. [Redacted]
件名 奈良駐車場

内 容	数量	単位	単価	金額 (円)	摘要
敷金	2	台	9,000	18,000	
3月分賃料 (日割24日分)	2	台	6,960	13,920	
仲介手数料	1	式		18,000	
消費税				1,800	

※お振込みの際は下記口座にお振込みください		小 計	51,720
三菱UFJ 銀行 川越 支店		税 率	
口座番号 / (普) No. 1071693		消費税	
有限会社すまいの市民館 取締役 杉田明洋		合 計	51,720



【備考】

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 [REDACTED] (以下「乙」という。))は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地 埼玉県川越市東田町7-31	指定場所 No.	[REDACTED]
	名称 奈良 駐車場		

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの	2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日	

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限：毎月末日までに翌月分を支払う	

支払方法

振込み先	[REDACTED]
------	--

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者

商号又は名称	有限会社すまいの市民館
所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員登録番号：	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と駐車場の所有が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
 - 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
 - 乙の車内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
 - 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主 (法人の場合)	商号	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	代表者名	[REDACTED]		
乙・借主 (個人の場合)	住所	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	氏名	山根 由子		
	住所	川越市古布場460-6		

宅地建物 取引業者	商号(名称)	有限会社すまいの市民館	取締役	杉田明洋
	事務所所在地・TEL	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677
	免許証番号	埼玉県知事(4)第19782号		
宅地建物 取引士	氏名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所名	有限会社すまいの市民館		
	事務所所在地	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677

※印は実印

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2022年3月15日	支出額	104,940円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	新事務所 家賃 4月分		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	**** * * * *
取扱店	お取引日	時刻
38405	04-03-15	12:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
██████████		
お取引現金内訳		認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

$116600 \times 0.9 = 104,940$

③ 新事務所家賃 4月分

④ ██████████ 様

お振込明細またはご案内

登録番号 0004

ヤマナミコ様

電話番号 049-257-6682

取扱番号 150001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸室人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条 (目的物件)

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示 (以下、建物と称する。)

所在地 埼玉県川越市藤田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡ (487.82坪)

(2) 賃貸借の場所及び面積 (以下、貸室と称する。)

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡ (13.25坪)

第2条 (貸室の使用目的)

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条 (賃貸借の期間)

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条 (契約の更新)

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分 (別途消費税) を更新料として支払うものとする。

第5条 (賃料)

- 賃室の賃料は、1ヶ月金106,000円也 (消費税別) とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条 (費用等)

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費 (共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等) は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条 (賃料等の支払方法)

乙は、甲に本契約第5条 (賃料)、第6条 (費用等) の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みにかかる費用は乙の負担とする。



第8条 (敷金)

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることではできないものとする。
- 乙が本契約に基づく、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条 (敷金の返還)

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に敷金を支払うものとする。

第10条 (礼金)

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条 (貸室引渡し前の解約)

乙の場合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条 (予告期間)

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月/日

甲 (質貸人) 住所 氏名

乙 (質借人) 住所 氏名

氏名 山根史子

立会人

東京都知事免許 (1) 第1020283号
東京都北区田端五丁目12番11号
西台不動産株式会社
代表取締役 高橋 英陸
登録番号
宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
埼玉県川越市東田町8番46号
株式会社アセットホームサービス
代表取締役 内田 親也
登録番号
宅地建物取引士

建物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) [該当あり] 該当なし (該当しないので説明を省略します。)
建築物の調査の実施の有無 (1年以上に実施している場合) 有・無
建築物の調査の結果の概要

石綿使用記録調査

石綿使用調査の有無	有・無
調査実施機関	
調査の範囲	
調査年月日	
石綿使用の有無	
石綿使用の箇所	
補足情報	
調査記録が無い場合	下記関係者のうち、今回(①)に石綿使用履歴に関する記録を照会致しましたが、いずれからもその記録の存在は確認できませんでした。
関係者	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他()

耐震診断調査

耐震診断の対象区分	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します [該当しません]
耐震診断の有無	耐震診断の有無
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合
関係者	関係者

賃貸条件等

貸室部分・契約面積	7階702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税別返負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税別返負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃料管理費等の支払い方法 その他の費用負担	賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人又は賃借人の指定人に支払うものとする。 ①燃料・管理費 ※毎月末迄に貸主指定の口座へ振込み ②修繕費用 (電気・ガス・水道料金) ※別添付契約書 ③電話・インターネット料金 ※別添付契約書 ④水・光熱料 (専日本産少額毎期別納) ※別添付契約書 保証料18,000円/2年間 ⑤保証金等 (日本セーフティ) ※別添付契約書 保証料116,600円/初回更新料11,600円/年 ⑥任意の清掃費 ※別添付契約書 (任意) ⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ⑧その他賃借人の負担に属する費用	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2022年3月5日	支出額	16,596 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	新事務所 馬車場代 4月分
-----	---------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38405	04-03-15	12:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥18,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)		

$$18440 \times 0.9 = 16596$$

- ③ 新事務所馬車場代
- ④ (有)あまの市民館

お振込明細またはご案内
お受取人
三菱UFJ銀行
川越支店
普通 1071693
1) スマイノツミカン様
登録番号 0005
ヤマノミコ様

電話番号 049-257-6682
取扱番号 300224
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 [REDACTED] (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地 埼玉県川越市東町7-31	指定場所 No. [REDACTED]
名称	奈良 駐車場	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの 2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円

支払期限：毎月末日までに 翌月分 を支払う

支払方法

振込み先	[REDACTED]
------	--

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者

商号又は名称	有限会社すまいの市民館
所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 [REDACTED] 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員登録番号： 	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と駐車場の所有 異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
乙・借主 (法人の場合)	商号 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	代表者名 [REDACTED]	
	住所 [REDACTED]	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 山根 史子	TEL [REDACTED]
	住所 川越市布衣場460-6	

名取	商号(名称) 有限会社すまいの市民館	取締役 杉田明洋
地建業者	事務所所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677	
	免許証番号 埼玉県知事(4)第19782号	
	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
宅地建引	業務に従事する事務所名 有限会社すまいの市民館	
	事務所所在地 川越市中原町2-3-2	TEL 049-228-5677

※印は実印

整理番号	5
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	R4年3月15日	支出額	17,969 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所セキュリティ		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-03-15	.送金	*19,800	IB タイヨウカンサイ
04-03-15	.手数料	*165	

$$19965 \times 0.9 = 17,969 \text{ 円}$$

③事務所防犯システム一式

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

5-1

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.0077229



町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求番号	伝票枚数	お支払予定日
██████	2022/02/28	末	0035	2	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
██████	██████	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2022/02/28	23202	掛売上 現場	機械警備料(2月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月	10,000	10,000
	23203	掛売上 現場	システム機器使用料(2月分) まちだ皇介事務所	1.00式	8,000	8,000
			(税率10%)		[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800
						██████████



業務請負契約書

町田皇介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関し、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械設備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末日締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末日までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第10条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。

但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第11条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月11日

甲

〒369-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇 介

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽建設株式会社

代表取締役 齊藤 敏

整理番号	2
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2022年3月16日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	3月分事務所家賃		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷支部
----------------	-----------------------

3月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-03-1603398		通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N147	*100,000	
	残高	
42N1		
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座直結だから事前チャージ不要!		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

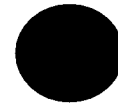
貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



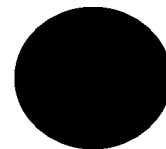
借主(乙)

住所

[Redacted]

氏名

山本正乃



整理番号

5

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2022年3月24日
支出額	$16,000 \times 90\% = 14,400$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(4月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



更新 覚書(借主様用) お客様控え

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 寛弘		
車種・車名形式	登録番号		
更新用	岡左		
貸主名	株式会社エルハルワング		

(2) 契約期間

始期	令和4年2月8日	から	1年0ヶ月
終期	令和5年2月7日	まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	賃料の	半	円	4,000 円
----------	-----	---	---	---------

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本覚書を添付し、貸主借主両名・押印の上、各々1通を保有する。

令和 4 年 1 月 3 日

貸主

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名 株式会社エルハルワング
電話番号 04-2998-3771

借主 (契約者職人)

住所 所沢市上安松 864-4
氏名 (法人名) 水村 寛弘
電話番号 04-2993-0080

※この契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」を添付し、各々1通を保有してください。

お問い合わせ窓口
株式会社エルハルワング
〒359-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

更新 覚書(借主様用) お客様控え

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的物(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 寛弘		
車種・車名形式	登録番号		
更新用	岡左		
貸主名	株式会社エルハルワング		

(2) 契約期間

始期	令和4年2月8日	から	1年0ヶ月
終期	令和5年2月7日	まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 ※月額賃料に変更の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	賃料の	半	円	4,000 円
----------	-----	---	---	---------

(6) 特約事項
更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するため本覚書を添付し、貸主借主両名・押印の上、各々1通を保有する。

令和 4 年 1 月 3 日

貸主

住所 埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名 株式会社エルハルワング
電話番号 04-2998-3771

借主 (契約者職人)

住所 所沢市上安松 864-4
氏名 (法人名) 水村 寛弘
電話番号 04-2993-0080

※この契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」を添付し、各々1通を保有してください。

お問い合わせ窓口
株式会社エルハルワング
〒359-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

整理番号	8
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	R4年3月25日	支出額	99,149 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-03-25 送金	*110,000	IB	
04-03-25 手数料	*165		

$$110,165 \times 0.9 = 99,149 \text{ 円}$$

③事務所家賃代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)	区画番号()
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡ (積算経先)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容(具体的に記述すること)

県議会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和3年7月1日から令和6年6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3か月分)	水道代	2,000円
その他の条件			
貸与する隣	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座引落	持参先	委託会社名

頭書(5) 緊急連絡先

(氏名)町田 皇介
(自宅)TEL
(勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	貸主自主管理	
所在地		TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	連帯保証人 氏名 住所 極度額 家賃債務保証業者 名 主たる事務所の所在地 家賃債務保証業者登録番号
	全保運株式会社 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083 国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用廃棄物)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法、その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は賃貸物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3 年 6 月 11 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-793-9811
	住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田 3-6-32
丙 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
積戻額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	上尾市宮本町4-14	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	048-778-1750	商号又は名称	
	代表者の氏名	株式会社マハロハ 光廣 昌子	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県 知事 (3)第21590号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日	
氏 名		氏 名	Ⓜ	
登録番号		登録番号	() 第 号	
業務に従事する事務所名	株式会社マハロハ 上尾市宮本町4-14	業務に従事する事務所名		
事務所所在地 TEL	048-778-1750	事務所所在地 TEL		

※ 印は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年3月25日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	225610 × 0.8 = 180488 事務所賃料(4月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48605	04-03-25	11:06
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥225,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		使 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0003

ツツ コウツ 様

電話

電話番号 048-975-6071

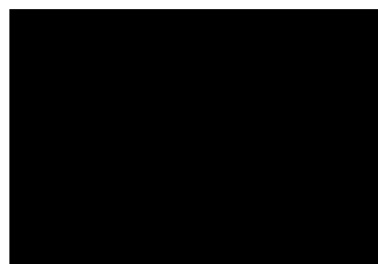
取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③ 事務所賃料 (4月分)

④ 振込先



※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 19-1

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD XXXXXXXXXX

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

〈物件表示〉

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西 1 丁目 9-1 3	
構 造	重量鉄骨 造	3 階建の内 1 階
賃 貸 借 面 積	69.29 m ²	

〈原契約の表示〉

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、 2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ~ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。 以上

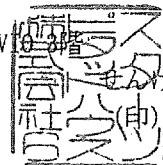
2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所 XXXXXXXXXX
 氏名 XXXXXXXXXX

乙（賃借人） 住所 越谷市千間台西1-21-10 サニーハイ/せんげん台108
 氏名 辻 浩司
 電話 048-975-6071

更新事務取扱業者

所在地 埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREV
 商号 スターツピタットハウス株式会社
 店長 佐藤 史明



整理番号	14
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

660×90%

支出年月日	4年3月28日	支出額	594 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	駐車場代		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
----------------	----------------------------

タイムズ24
 浦和白幡6丁目駐車場
 0120-70-8924

《 領 収 書 》

	[NO. 5]
22年03月28日14:48 -- 03月28日16:51	
駐車料金	660円
合計	660円
お預り	660円
お釣	0円
	NO.036266

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	15
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

23,300 × 90%

支出年月日	4年3月28日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
----------------	---------------------

別紙のとおり

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

04-03-28 .振替

*23,300 DF.チリヨウ

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：村勇夫
振替先：株式会社平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書


賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No.   

整理番号

9

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2022年3月28日
支出額	$82,720 \times 90\% = 74,448$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の賃料及び集送金手数料 (4月分)
支出先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイびる航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松 864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワラン

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年3月28日	支出額	33,022 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(4月分)		

領収書等貼付欄 **埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部**

165,000 + 110 = 165,110 「立憲民主党 埼玉県参議院選挙区第2総支部」として、4月使用分に関しては、按分も20%とします。

② 165,110 × 20%

③ 事務所家賃

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
49207	04-03-28	12:14	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥165,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円) 千円 円		印紙税 認証	

お振込明細またはご案内

お受取人 埼玉りそな銀行
大宮支店
普通 5144885
1) カワヒトコムテコ様
登録番号 0008
タカキ マリ様

電話番号 []
取扱番号 280002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付し
※ 領収書を貼るスペース
(別紙には整理番号)
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されて
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入

わかるよう
こと)。

事業用建物賃貸借契約書

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

令和3年 3月 1日

下記の条項に従って賃貸借契約をする。

賃貸人(甲) 住所

氏名

TEL

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19
有限会社川人工務店
 代表取締役 川人 一徳
 電話 048-664-2300

賃借人(乙) 住所

氏名

TEL

高木真理

賃貸借の目的物の表示等	名称	K・Kビル 101号室
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円(内税)
	賃料	月額 金165,000円(内税15,000円)
	共益費	なし
	更新料	新賃料の1ヶ月
	契約期間	令和3年3月1日～令和6年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先 口座番号 名義人
	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項		なし

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	4年3月28日	支出額	4,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所駐車場代(4月分)
----	--------------

<p>領収書等貼付欄</p> <p>②22,000×20%</p> <p>③事務所駐車場代</p>	<p style="text-align: center;">埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部</p> <p>「立憲民主党 埼玉県参議院選挙区第2総支部」として、4月使用分については、按分を20%とします。</p>
--	---

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		****		
取扱店	お取引日	時刻		
49207	04-03-28	12:15		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥22,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	円	円		

お振込明細またはご案内

お取引人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0009

タカキ マリ様

電話番号 048-654-2559

取扱番号 280001

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書は重ねて貼付しな
 ※ 領収書を貼るスペースが
 (別紙には整理番号(枝号))

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	21
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

(101,852+106) × 90%

支出年月日	4年3月30日	支出額	91,762円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借料
-----	--------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	04-03-30	11:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥105,730	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		確体認証	
円 円 円			

お振込明細またはご案内 **電信**

お受取人

サイタマリツナ
ムサウラワ
普通 1438189
1) ハツクアツツ様
登録番号 0002

ご依頼人
キムラ イサオ様

電話番号		印紙税申告納付につき浦和
取扱番号	300001	***** 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

【内訳】

・事務所賃貸料 101,852円

内、賃貸料分

振込手数料

$$110 \times \frac{101,852}{105,730} \approx 106$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

前月分より税率10%と処理

事業用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。)について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81㎡	間取り	未指定
		契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで		
		賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円(受領済み)
		共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜きの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
		賃料等の振込先	[REDACTED]		
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13

氏名 株式会社 バックア



印

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所



氏名

木村 勇夫

印

連絡先



【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第15903号

埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29番13号

有限会社バックア

代表者 碓 奈緒子



登録番号 [REDACTED] 号

宅地建物取引士:



整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R4年3月31日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務員利用駐車場代(4月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

04-03-31 .送金 *12,000 IB トラ 川財
 04-03-31 .手数料 *165

$$12,165 \times 0.9 = 10,949 \text{ 円}$$

③ 事務員利用駐車場代として(4月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田春雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町田皇介 とは

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区画	[黒塗り]番				
3	車両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁	
		プロジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り] [黒塗り]	(日産エクストレル赤)		
4	賃料	1ヶ月	支払方法	特約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円/台	当月末翌月前納 指定銀行への振込			
5	期間	自 2019年 10月 9日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
		至 2020年 10月 8日				
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内貸貸人賠償義務なし				
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除	
8	解約	賃貸人 1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日	2019年 10月 9日				
貸主	住所(所在地)	村田春雄			
	氏名(名称)	上尾市宮本町7番15号			
	電話番号	電話(771)2311番			
借主	住所(所在地)	町田皇介			
	氏名(名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26			
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル102			

整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	R4年3月31日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所来客用駐車場(4月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

04-03-31 送金 | *10,000 | IB [REDACTED]


10,000 × 0.9 = 9,000 円

支出先: [REDACTED]

③ 来客用駐車場代として(4月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書



貸主  (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、

- 左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。
- 第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車を、後記土地に駐車することを認める。
- 第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。
- ① 月額使用料金 金 一 万 円也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。
- 第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。
- 第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。
- 第五条 乙の使用する期間は、令和二年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は自動更新とする。
- 第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。
- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。
- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。
- 第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。
- 第九条 甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。
- 第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。


令和 元 年 6 月 20 日

貸主(甲) 住 所
氏 名
電 話
借主(乙) 住 所
氏 名
電 話


印
上尾市宮本町九丁目四番一
町田 皇介


埼玉県知事(3)第21590号
株式会社マハロ
埼玉県上尾市宮本町
048-778-1750 FAX 048-778-1751
TEL

駐車すべき車の表示
【車両名】 【塗色】 【ナンバー】 計 台

駐車すべき場所の表示
上尾市宮本町9 4 8 番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号()と表示した箇所

整理番号 11

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	令和4年3月31日	支出額	72,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃料 4月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円

しんぎんキャッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
04 03 31	12510095-0371
カード発行金融機関・店番・口座番号	

お取引金額	
お取引種別	お取引金額
お取引内容	お取引金額
通帳手数料	通帳頁
時刻	お取引金額
17:56	¥80,000*
説明コード	お取引後残高

川口信用金庫
本町東支店
普通 0000942379
カ) アイテムズ様

ご依頼人
サイトマニッシュフォーラムカワクチクラブ様



◎ 川口信用金庫 C-10-1

事務所賃料
4月分

※ 領収書は
※ 領収書を貼る入ペーパーが足りない場合は、別紙を貼付すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

項番

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】	棟	階	号室
所在地	住居表示 川口市朝日二丁目17番7 登記簿 川口市朝日二丁目17番7			
用途	■事務所 □店舗 □店舗事務所 □倉庫 □			
種類	□マンション □ビル □戸建 □アパート ■戸建の一部			
構造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
床面積	39.66㎡の一都26.44㎡ 間取り			
建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を なし 年実施）・□不詳			
附属施設				

(2) 事業内容

業務活動用事務所	
----------	--

(3) 契約期間

始期	2019 年 6 月 1 日 から	目的物件の引渡し時期	
終期	2023 年 4 月 30 日 まで		2019 年 6 月 1 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等	
賃料	月額 75,000 円 (内消費税等 5,556 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円 (内消費税等 370 円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	■当月分を 毎月 末 日までに □当月分を 翌月分を 毎月 末 日までに 円 賃料の ヶ月相当分	
保証金	円 其他一時金	円
附属施設使用料	円 火災保険料	円
敷引き・保証金償還規定		
その他	■ 振込 □ 口座振替 □ 持参 □	
賃料等の支払方法	振込先金融機関名	預金
	口座番号	口座名義人
	振込手数料負担者	借主 □ 貸主 □ 持参先
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本 鍵番号② 本 鍵番号③

(5) 貸主および管理

貸主	氏名 株式会社 アイデアル	電話	048 (299) 8955
	住所 川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
管理業者	商号または名称 株式会社 アイデアル	電話	48 (299) 8955
	所在地 川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号		
管理担当者	氏名		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	
	住所	

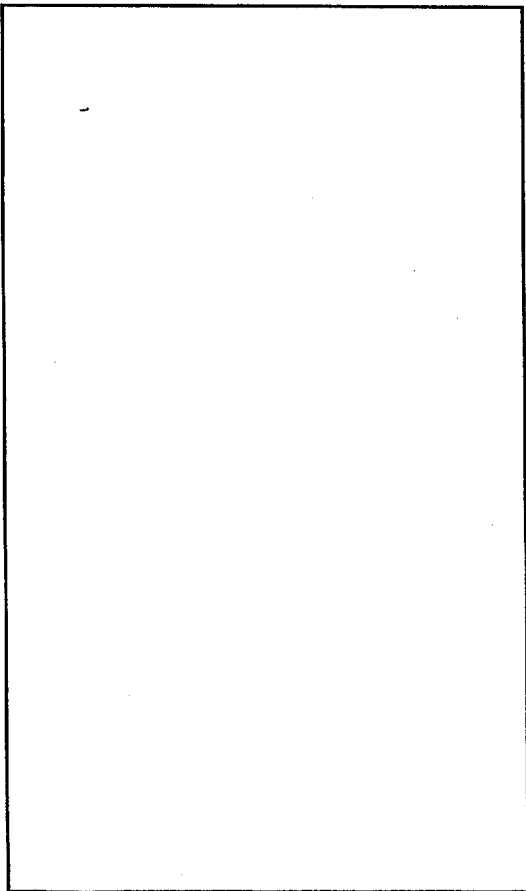
(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名		年齢	
氏名		借主との関係	
住所		電話	()
緊急連絡先		電話	()
勤務先			
携帯	()		

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います <input checked="" type="checkbox"/> 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません
--------	--

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019年 5月 29日

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24
旭ヶ谷ヤマト第1ビル201

貸主 住所 株式会社 アイデアル
氏名 代表取締役 佐野 恵輔 () 番号

借主 住所 埼玉県川口市坂下町1-14-24 旭ヶ谷ヤマト第1ビル201
氏名 白根 大輔 () 電話番号

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介・口代理 媒介・口代理
免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24旭ヶ谷ヤマト第1ビル201 事務所所在地 号
商号 株式会社 アイデアル 号 者等
代表者等 佐野 恵輔 号 者等
登録番号 号 係番号 号
宅地建物取引士 宅地建物取引士 号

